入札説明書

農業基盤整備促進事業発注者支援業務委託に係る令和7年4月28日付け公告第28号に基づく入札については、関連法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

第1　入札に付する事項

(1) 入札番号

第25-023-030-066号

(2) 入札件名

農業基盤整備促進事業発注者支援業務委託

(3) 履行場所

浪江町大字幾世橋字六反田地内

(4) 業務期間

令和7年5月23日から令和8年3月20日まで

(5) 仕様等

別紙、「仕様書」のとおり

第2　入札参加資格

入札に参加する者は、入札公告期日において次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、本件入札に参加する必要な資格の確認を受けた者であること。ただし、入札参加有資格者が入札日（開札日）までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは入札に参加することはできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 本件入札に係る公告の日から入札執行までの間に、浪江町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（平成20年12月25日告示第68号）による指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 本社が国内にあり、単体企業であること。

(5) 本件入札に係る公告の日から過去5年以内において、双葉郡内の地方公共団体で農業関連事業の発注者支援業務に従事した実績を有すること。

第３　入札参加資格等の確認

(1) 入札参加希望者は、第２に掲げる入札参加資格を有することを証するため各種書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、受付期間中に申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(2) 提出書類

ア　一般競争入札参加資格確認申請書（第１号様式）

イ　アの申請書に示す添付書類

(3) 受付期間

公告した日から令和７年５月15日（木）まで

午前８時30分から午後５時00分まで（ただし、土・日曜及び祝祭日除く。）

(4) 提出先

〒979-1592　福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田７番地２

浪江町役場　総務課　管財係　入札担当

(5) 提出方法

郵送又は持参とする。

郵送の場合、受付期間内（５月15日午後５時00分）必着とする。

(6) 提出部数

各１部

(7) 一般競争入札参加資格認定通知書の送付

令和７年５月20日（火）

※FAXにより連絡し、書面は郵送する。

第４　入札の方法等

(1) 入札日時及び場所

本件入札は、令和７年５月23日（金）　午後２時00分から

浪江町役場２階大会議室(双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田７番地２)にて行う。

※受付時間は、午後１時15分から午後１時55分までとする。

受付時間を過ぎての受付には一切応じられないため、時間内に必ず受付を済ませること。なお、時間内に受付を済ませていない者又は受付後所定の場所に着席していない場合は失格とし、入札に参加できないため注意すること。

(2) 入札時に必要な書類等

ア　入札書（第３号様式）

イ　委任状（第４号様式）※代理人が入札する場合

(3) 入札の方法

ア　本件入札は、一般競争入札により行う。

イ　(2) に掲げる書類等を当日持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は受け付けない。

ウ　代理人が出席する場合は受付にて委任状を提出し、入札書に代理人氏名を記入し押印すること。

エ　受付にて本人確認できるもの（運転免許証、保険証又は社員証）を提示すること。※代表者、代理人問わず提示すること。

オ　入札書及び委任状は、「浪江町長　吉田　栄光」宛とする。

カ　入札会場へは、1 業者 1 名のみ入場とする。

キ　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札及びに金額の訂正した入札は無効とし、一度入札した入札書の訂正、引換え又は撤回は認めない。

ク　入札の際、定刻まで受付完了のうえ着席していない場合は失格とするので注意すること。

ケ　入札者は、入札書に必要事項を記載し、記名・押印のうえ、入札執行者の指示に従って入札書を提出すること。

コ　入札を希望しない場合（都合により辞退する場合）は、参加しないことができる。その際は、「浪江町長　吉田　栄光」宛で入札辞退届（第 7 号様式）を入札の前日までに提出すること。ただし、一旦入札を辞退した場合は、これを撤回することはできない。

サ　入札書を提出する場合の封書は不要とする。

(4) 入札額の記入

入札書に記載する入札金額は、消費税にかかる課税事業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

また、入札書に記載された金額の 110 分の 100 に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額でもって申し込みがあったものとする。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

ア　入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

イ　指定の日時までに入札書が提示されないとき

ウ　委任状・入札書への記名押印を欠くとき

エ　誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

オ　金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札を行ったとき

カ　同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき

キ　同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき

ク　代理人が委任状を持参しないとき

ケ　前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

(6) 入札執行回数

入札執行回数は回数を定めない。

(7) 再入札

予定価格の制限範囲内に達する入札がない場合は、入札最低価格及び入札者名を発表した上で、直ちに再入札を行う。

再入札の意思のある者は、再入札の際を考慮し、再入札書（押印のあるのもの）を複数準備すること。

再入札の場合も指定の入札書（第 3 号様式）に入札額を記載・押印した入札書を提出すること。

再入札に参加しない場合は、辞退を申し出て会場から退出すること。

(8) 落札者

ア　浪江町財務規則第 118 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の入札書記載金額を提示し、有効な入札を行った者を落札者とする。

イ　落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合、地方自治法施行令 167 条の 9 の規定により、くじ引きにより落札者を決定する。

ウ　入札者がいないとき、又は入札を執行しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規程により、最低価格で入札した者から見積書の提出を求め、随意契約に移行することができる。

第 5　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加希望者は、入札金の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、浪江町財務規則第 115 条第 1 項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。

免除を希望する者は、別紙「入札保証金免除申請書」を入札日の 3 日前までに第 3 入札参加資格等の確認（4）提出先まで提出すること。

(2) 契約保証金

ア　落札者は、落札金額に消費税及び地方消費税を含めた金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ　契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関若しくは指定代理金融機関が振り出しもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが浪江町財務規則第 166 条第 1 項各号に規定する有価証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ウ　浪江町財務規則第 98 条第 1 項各号に該当する場合においては、契約保証金

の全部または一部の納付を免除する。

エ　契約保証金の納付及び還付について、浪江町財務規則第 99 条及び第 100 条に定めるところによる。

第 6　契約

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約書等の作成等

ア　浪江町財務規則第 94 条に基づき契約書を作成する。

イ　契約の締結は、落札決定通知を受けてから速やかに行うこと。

ウ　契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

エ　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。また、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 700 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1 件 5,000 平方米以上のものに係るものに限る。)とするため、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した、仮契約書により仮契約を締結するものとする。ただし、可決されなかった場合は、落札者にこのことによる損害を生じた場合において、発注者は一切その賠償の責めに応じないものとする。

(3) 契約事項は、契約書及び浪江町財務規則による。

第 7　質問に関する事項

(1) 質問の提出方法

仕様書等の記載内容に質問がある場合は、質問書（第 6 号様式）に記載し、FAX にて送付すること。

FAX：0240-35-5352

また、質問した旨を必ず提出先へ電話連絡すること。

(2) 質問受付期間

公告した日から令和 7 年 5 月 15 日（木）午後 5 時 00 分

(3) 質問への回答

回答については、令和 7 年 5 月 20 日（火）まで（ただし、質問内容が複雑であるときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。）に、浪江町役場のホームページにおいて公開する。なお、事業者名の公開は行わない。

浪江町役場ホームページ：http://www.town.namie.fukushima.jp/

第８　その他

（１）本件の監督員予定者は、農林水産課　農林水産係　小林 直樹とする。

(2) 入札に必要な書類及び提出に要する費用は、各事業者の負担とする。

(3) この入札説明書の交付を受けた者は、町から提供を受けた文書等を、第三者に漏らしてはならず、本件業務手続き以外の目的に供してはならない。

(4) 天災その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

(5) 入札から落札者の決定までに入札者が第 2 に掲げる要件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者とはしない。

(6) 入札説明書及び各書式等は浪江町役場のホームページからダウンロードすることができる。

浪江町役場ホームページ：http://www.town.namie.fukushima.jp/

問合せ先

浪江町役場　総務課　管財係　入札担当

電話：0240-34-0237／FAX：0240-35-5352

浪江町役場ホームページ：http://www.town.namie.fukushima.jp/